地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分 については、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充てるもの とされ、その使途を明確化することが求められています。

平成29年度一般会計当初予算における使途状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源分)

559,000 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 10,587,832 千円

(単位:千円)

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	2,078,113	1,353,762	0	34,101	74,440	615,810
	高齢者福祉事業	88,203	1,296	0	3,170	9,031	74,706
	児童福祉事業	4,244,116	2,194,238	15,800	425,062	173,526	1,435,490
	母子福祉事業	299,621	106,900	0	1,855	20,584	170,282
	生活保護扶助事業	1,298,174	915,021	0	2,000	41,106	340,047
	小計	8,008,227	4,571,217	15,800	466,188	318,687	2,636,335
社会保険	介護保険事業	810,839	6,160	0	0	86,781	717,898
	国民健康保険事業	482,089	241,627	0	0	25,933	214,529
	後期高齢者医療事業	826,787	93,715	0	0	79,059	654,013
	小計	2,119,715	341,502	0	0	191,773	1,586,440
保健衛生	疾病予防対策事業	451,907	8,471	0	0	47,823	395,613
	医療提供体制確保事業	7,983	0	0	1,333	717	5,933
	小計	459,890	8,471	0	1,333	48,540	401,546
合計		10,587,832	4,921,190	15,800	467,521	559,000	4,624,321